

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年11月20日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 岩 崎 あ や

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年12月 9日から 令和 7年12月16日まで
開札期日	日 時 令和 7年12月19日 午前10時00分 場 所 函館地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 1月15日 午前 9時20分 場 所 函館地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7年12月23日から 令和 7年12月24日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年11月20日から当裁判所記録閲覧謄写室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	6, 410, 000 5, 128, 000	一括	1, 282, 000	48, 557	14, 503
1	3, 180, 000				
2	3, 230, 000				
			</		

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 函館市美原三丁目 |
| | 地 番 | 225番22 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 223.69平方メートル |
| 2 | 所 在 | 函館市美原三丁目 225番地22 |
| | 家屋 番号 | 225番22 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 100.68平方メートル
2階 41.40平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 7年 9月19日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 岩 崎 あ や

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|-----------------------|-------------------|
| 1 | 所 在 | 函館市美原三丁目 | |
| | 地 番 | 2 2 5 番 2 2 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 2 2 3. 6 9 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 函館市美原三丁目 2 2 5 番地 2 2 | |
| | 家屋 番号 | 2 2 5 番 2 2 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 1 0 0. 6 8 平方メートル |
| | | 2 階 | 4 1. 4 0 平方メートル |

令和7年(ケ)第27号
令和7年8月 4日受理
令和7年9月10日提出

現況調査報告書

函館地方裁判所

執行官 鶴 見 淳

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 函館市美原三丁目 |
| | 地 番 | 225番22 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 223.69平方メートル |
| 2 | 所 在 | 函館市美原三丁目 225番地22 |
| | 家屋 番号 | 225番22 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 100.68平方メートル
2階 41.40平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	函館市美原三丁目32番10号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類： ☐ ある { 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 ☐ ある { 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■土地について

- 1 本件土地は、接面道路及びその他の隣地と概ね等高に接した、ほぼ平坦地である。
- 2 本件土地の北側境界付近の一部から東側境界付近にかけて、コンクリートブロック塀（門扉あり）が設置されており、また、西側境界付近には金網フェンスが設置されている。
- 3 本件土地の一部に、インターロッキング、あるいはアスファルト舗装がされている。
- 4 本件土地は、雑草・雑木が生い茂っており、雑木の枝の一部が接面道路上に越境してしている。
- 5 本件土地の境界標は、3か所確認するに留まった。本件土地の正確な位置及び形状等は、専門家による調査を要する。

■建物について

- 1 本件建物は、経年により損耗しており、壁面のクロスの損傷及び穴が複数見られる。また、全体的に床に歪みを感じられる。
- 2 車庫の天井一部に、雨漏り痕が見られる。
- 3 洋室1及び3の戸が外されて、洋室2に置かれている。
- 4 洋室3の網戸に、損傷が見られる。
- 5 洋室1西側に小屋裏（床面積不算入）が存在し、洋室1の天井は、小屋裏に向かって低くなっている（写真⑧）。
- 6 本件建物内に、建物所有者所有のものと思われる家具、電化製品が残置されている（写真⑤、⑦～⑨）。
- 7 本件土地上に、建物所有者所有のものと思われる木造仮設物置（床面積約3.60平方メートル）及びスチール製仮設物置（床面積約2.16平方メートル）が残置されている。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 8月14日 (木) 10:30-10:40	物件所在地	占有調査(空き家)、外観写真撮影
7年 8月14日 (木) : - :	郵送	函館市役所へ固定資産課税資料交付申請(返信用封筒同封)
7年 8月18日 (月) : - :	郵送	土地建物所有者へ通知書を送付
7年 9月 2日 (火) 9:44-9:47	函館市本通	占有調査(株式会社アイーナホーム担当者と面談、鍵を借用)
7年 9月 2日 (火) 10:20-11:10	物件所在地	立入調査(空き家)、評価人同行、写真撮影
7年 9月 2日 (火) 11:22-11:24	函館市本通	占有調査(株式会社アイーナホーム担当者と面談、鍵を返却)
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☒ 令和 7年 9月 2日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Aを立ち合わせ、借用した鍵を使用して建物内に立ち入った。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



地番区域見出
美原3丁目

請求部	所 在	函館市美原三丁目					地 番	225番22		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	X I	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成4年1月				備付年月日(原図)	平成5年5月31日			補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。
(函館地方法務局管轄)

令和7年6月25日
東京法務局

地図整理番号：M89488

登記官

(5 枚目)

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日：昭和60年9月20日

これは図面に記録されている内容を説明した書面である。

(国庫地方官署管轄)

令和7年6月25日

東京法務局

登記官

185661各階平面図

建物図面

225番22

家屋番号

建物の所在
品川区美原3丁目225-22

2 階

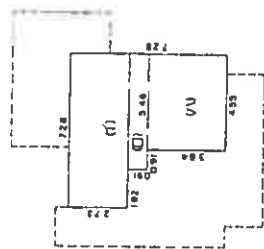


表 積

(a) 728 × 273 = 19,874.4
(b) 546 × 91 = 4,968.6
(c) 455 × 364 = 16,562.0
= 41,405.0

図 1 階

41.40 m²

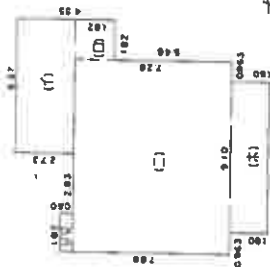
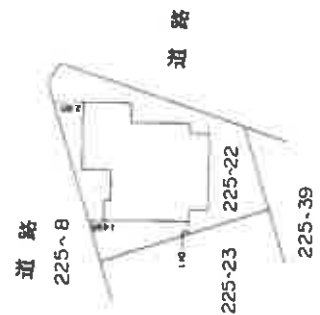


表 積

(a) 627 × 273 = 17,117.1
(b) 182 × 182 = 3,312.4
(c) 182 × 960 = 1,092.0
(d) 910 × 728 = 66,248.0
(e) 7174 × 1.80 = 12,913.2
= 100,682.7

100.68 m²



(目録表 12)

作製者

縮尺

1/250 m

申請人

縮尺

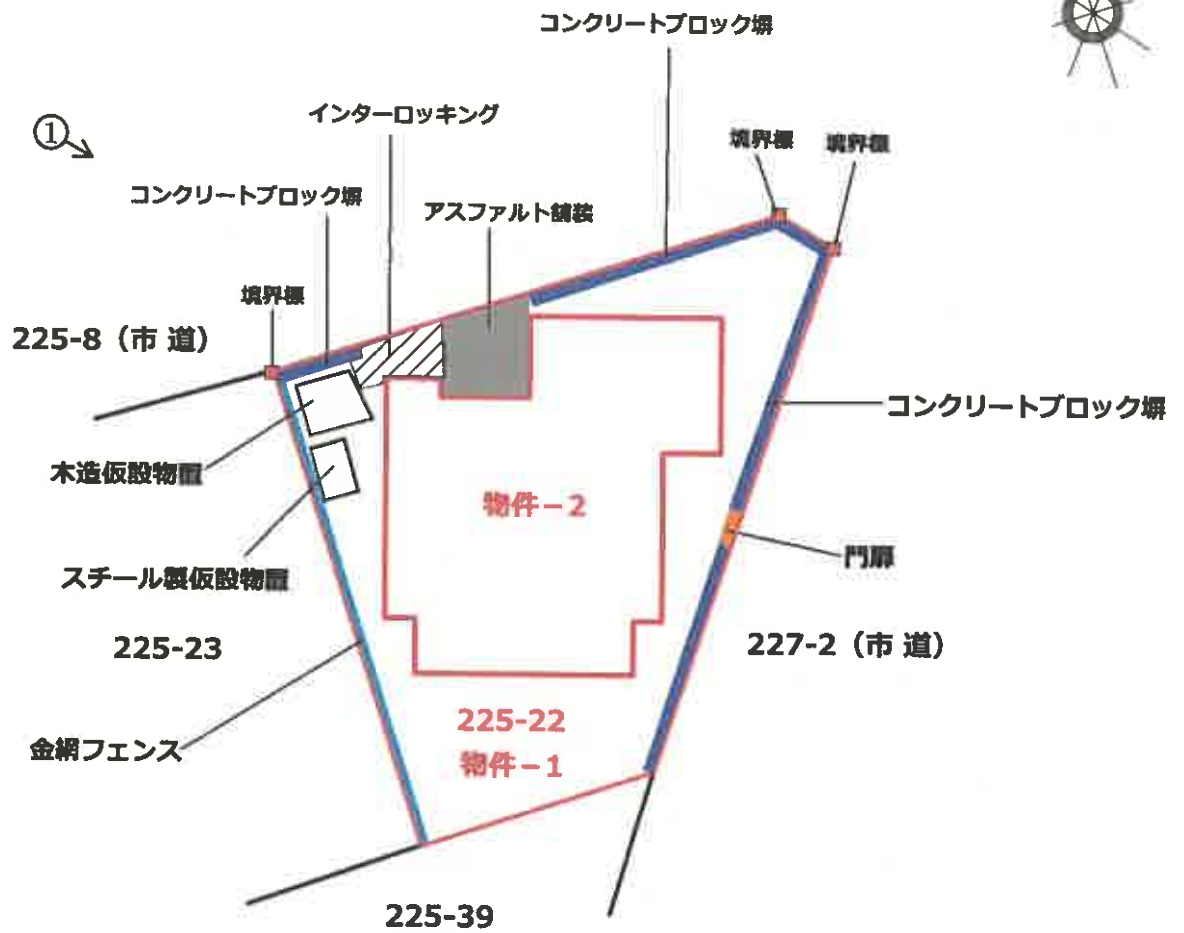
1/500 m

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

地図整理番号：M89489

土地建物位置關係図

物件 1、2



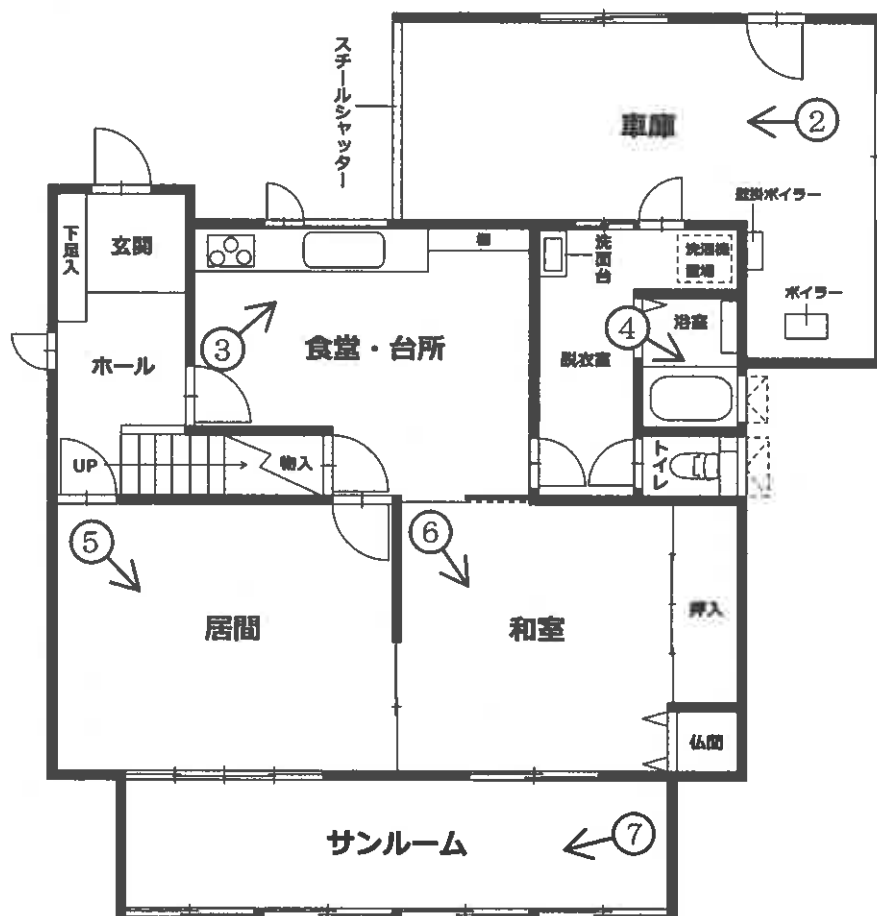
縮尺 約1:250



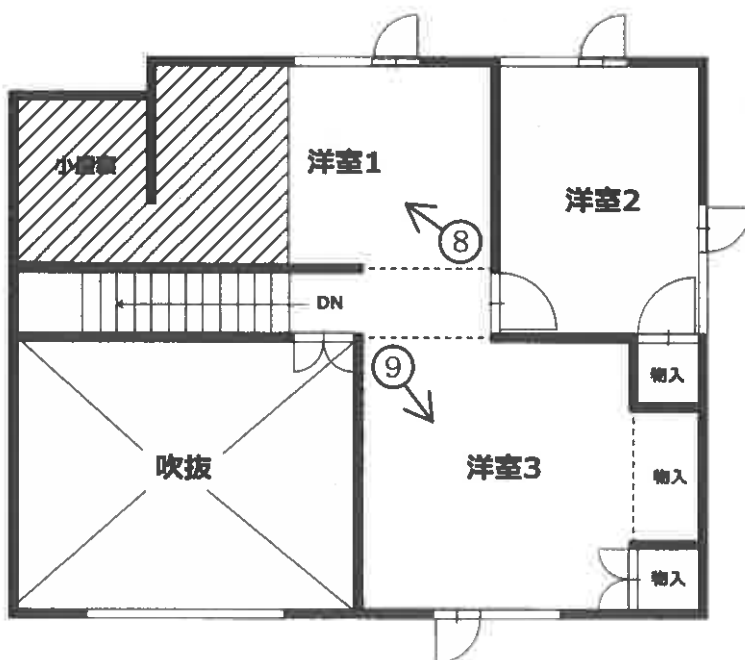
写真番号・撮影方向

(7 枚目)

建物間取図



1階



2階



: 天井の低い箇所



: 戸が取り外されている箇所



写真番号・撮影方向
(8 枚目)

縮尺 約1:100

写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



写真⑥



写真⑦



写真⑧



写真⑨



令和7年(ケ) 第27号
令和7年 9月 2日現地調査
令和7年 9月 5日評価

函館地方裁判所 御中

評 価 書



評価人 不動産鑑定士
小林 永佳

第1 評価額

一括価格	
金6,410,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金3,180,000円
物件2（建物）	金3,230,000円

- ① 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	函館市美原三丁目 225番22 宅地 223.69㎡	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	函館市美原三丁目 225番地22 225番22 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 100.68㎡ 2階 41.40㎡	同左

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 函館本線「五稜郭」駅の北東方道路距離約2.7km、最寄バス停留所「亀田中学校前」（函館バス）の北方道路距離約600mに位置する。（別添位置図参照）	
付 近 の 状 況	一般住宅、低層アパート等が建ち並ぶ既成住宅地域。主な施設としては小学校までは道路距離約800m、ショッピングモールまでは同約600mとなっており、生活利便性は比較的良好である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第2種中高層住居専用地域 60% 200% なし 立地適正化計画区域内 居住誘導区域外 都市機能誘導区域外
画 地 条 件	・対象土地は北側間口約17.3m（隅切り約2m部分は除く）、北側に対する奥行約16.4m、南東側間口約17.9m（隅切り約2m部分は除く）、南東側に対する奥行約8m～18.5m、地積223.69㎡の台形地である。 ・対象土地は、道路及び隣接地とは概ね等高であり、敷地内は平坦である。 ・対象土地の一部がアスファルト舗装、インターロッキングとなっている。 ・道路及び隣接地との境界線上に一部コンクリートブロック塀、門扉、金網フェンスが設置されている。 ・敷地内は一部雑草、雑木が繁茂している。	
接面道路の状況	北側が幅員約7.9m、南東側が幅員約6m舗装市道（何れも建築基準法第42条第1項第1号に該当）に等高に接面する角地。 （土地建物位置関係図参照）	
土地の利用状況等	・物件2の敷地として利用されている。 ・隣地は低層アパートの敷地である。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 なし 下 水 道 あり	

次頁へ続く

特 記 事 項	・対象土地については、現地調査及び土地・建物登記簿による過去の履歴調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。 ただし、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。 ・北海道教育委員会の「北の遺跡案内」によれば、目的土地は「周知の埋蔵文化財包蔵地」の指定はなされていない。 ・本件において境界標は3箇所での確認に留まった。当該境界標からの概測、各種資料等との照合の結果、概ね公図通りと思われるが、正確な位置の把握には正式な測量を要する。（土地建物位置関係図参照） ・前記記載のアスファルト舗装、インターロッキング、コンクリートブロック塀、門扉、金網フェンスについては、老朽化、損耗の程度等から特に経済的価値はないものと判断した。 ・敷地内の雑草、雑木の枝葉の一部が、市道側へ越境している。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 昭和48年10月8日新築 昭和60年 7月8日増築 経過年数 約52年（新築時より起算） 経済的残存耐用年数 5年
仕 様	構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 屋 根 長尺カラートタン 外 壁 サイディング 内 壁 ビニールクロス等 天 井 ビニールクロス等 床 フローリング、タタミ、クッションフロア等 設 備 電気、給排水設備等 その他 システムキッチン、トイレ、洗面台、パネルヒーター、モニター付インターホン等
床面積（現況）	「第3 目的物件」欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	階層 2階建 現況用途 居宅 間取り 4LDK+車庫+サンルーム
品 等	普通
保守管理の状態	本件建物は新築後約52年経過し、経過年数相応の汚れ、傷等はあるものの、特に目立った損傷箇所は見受けられなかった。 （詳細については後記特記事項参照） なお維持管理の状況は、概ね普通である。
建物の利用状況	執行官の現況調査報告書参照。
特 記 事 項	・函館市役所建築行政課で聴取したところ、本件建物は新築時及び増築時ともに建築確認済証の交付及び工事完了検査済証の交付を受けているとのことである。 ・室内において壁面クロスの損傷、穴が複数見られたほか、全体的に床に歪みを感じられた。 ・車庫の天井の一部に雨漏り痕が見られた。 ・1階の車庫の高さが約1.7mしかないため、入庫出来る車両に制限ある。よって買受にあたっては注意を要する。

次頁へ続く

特 記 事 項	・洋室１及び洋室３の戸が一部外されており、洋室２に置かれている。 ・洋室３の網戸に損傷が見られる。 ・洋室１の西側の一部は天井が低くなっており、一番低いところで約１．３ｍとなっている。（建物間取図参照） ・洋室１の西側に小屋裏（床面積約４．１４㎡）があり、天井の高さは約０．５ｍ～１．３ｍとなっている。（建物間取図参照） なお、当該部分は高さや内装の状態等から建物の床面積には算入しなかった。 ・室内には建物所有者のものと推測される家具、電化製品等が残置されている。 ・設備等については長期間利用された形跡は見られなかった。 また、調査日現在空き家のため各種設備等が問題無く使用出来るかは不明であり注意を要する。 ・対象土地には建物所有者のものと推測される木造仮設物置（床面積約３．６０㎡）、スチール製仮設物置（床面積約２．１６㎡）が存する。
---------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

物件1の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	48,000	0.98	223.69	0.90	9,470,000

ア 標準画地価格：「第6 参考価格資料」記載の公示地との規準あるいは比準価格（類似地域所在の取引事例価格）等を比較考量の上、標準画地価格を48,000円/㎡と査定した。

イ 個別格差：角地 ＋3%、形状 ▲5% $(1.03 \times 0.95) \div 1.00 = 0.98$

ウ 地積：登記簿数量による。

エ 建付減価：建物の築年数、利用の状況等を考慮し、▲10%と判断した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価（小屋裏部分を含む）を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	200,000	142.08	0.07	1,989,000

ウ 現価率

$(\text{経済的残存耐用年数} 5 \text{ 年} / \text{経済的全耐用年数} 57 \text{ 年}) \times (1 - \text{観察減価} 20\%) \div 1.00 = 7\%$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	9,470,000	0.40	法定地上権	3,788,000

イ 土地利用権等割合：法定地上権割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ, 1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ
1	9,470,000	3,788,000	—	0.80	0.70	—	3,180,000
2	1,989,000	3,788,000	—	0.80	0.70	—	3,230,000
一括価格 (合計)							6,410,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：函館市内における中古不動産市場の需給動向のほか、車庫の高さが低く駐車出来る車両に制限があること、設備の稼働状況が不明であること、残置物があること等の対象不動産の個別性等を考慮のうえ、市場性修正として0.80を乗じた。

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ、競売市場修正として0.70を乗じた。

カ その他の控除減価（敷金等）：特にない。

第6 参考価格資料

1 地価公示地（函館－19）

所 在：函館市美原4丁目163番35

住 居 表 示：「美原4－13－4」

価 格：42,900円/㎡

位 置：JR函館本線「五稜郭」駅の北東方道路距離約3.2kmに位置する。

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：212㎡

供給処理施設：上水道・下水道・都市ガス

接 面 街 路：北西側6m市道に接面

用 途 指 定 等：第1種低層住居専用地域(建蔽率50%，容積率100%)

地 域 の 概 要：一般住宅の中にアパートも見られる住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 7,412,191円

物件2 2,102,269円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図（函館市現況図）
- 2 公図写し
- 3 建物図面・各階平面図写し
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図

位置図



受命物件



函館市現況図
縮尺 1/10,000



+41328.978 (座標値種別：測量成果)

地番区域見出
美原3丁目

請求部	所在	函館市美原三丁目				地番	225番22			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	X I	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成4年1月				備付年月日(原図)	平成5年5月31日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。
(函館地方法律局管轄)
令和7年6月25日
東京法律局

登録年月日：昭和60年9月20日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(国土地方法務局管轄)

令和7年6月25日 東京法務局

登記官

185661各階平面図

物件-2

2 階

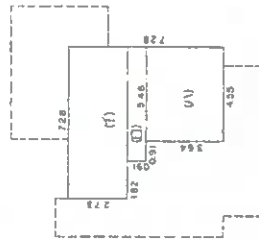


表 積

(f)	7.28	×	2.73	=	19.8744
(g)	5.46	×	0.91	=	4.9686
(h)	4.55	×	3.64	=	16.5620
				=	41.4050

図/7階

41.40 m²

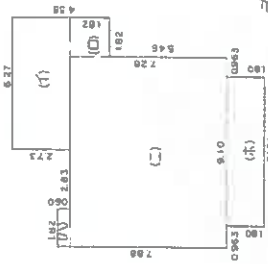


表 積

(f)	6.27	×	2.73	=	17.1171
(g)	1.82	×	1.82	=	3.3124
(h)	1.82	×	0.60	=	1.0920
(i)	9.10	×	7.28	=	66.2480
(j)	7.174	×	1.80	=	12.9132
				=	100.6827

100.68 m²

作製者

縮尺

1/250 m

申請人

縮尺

1/500 m

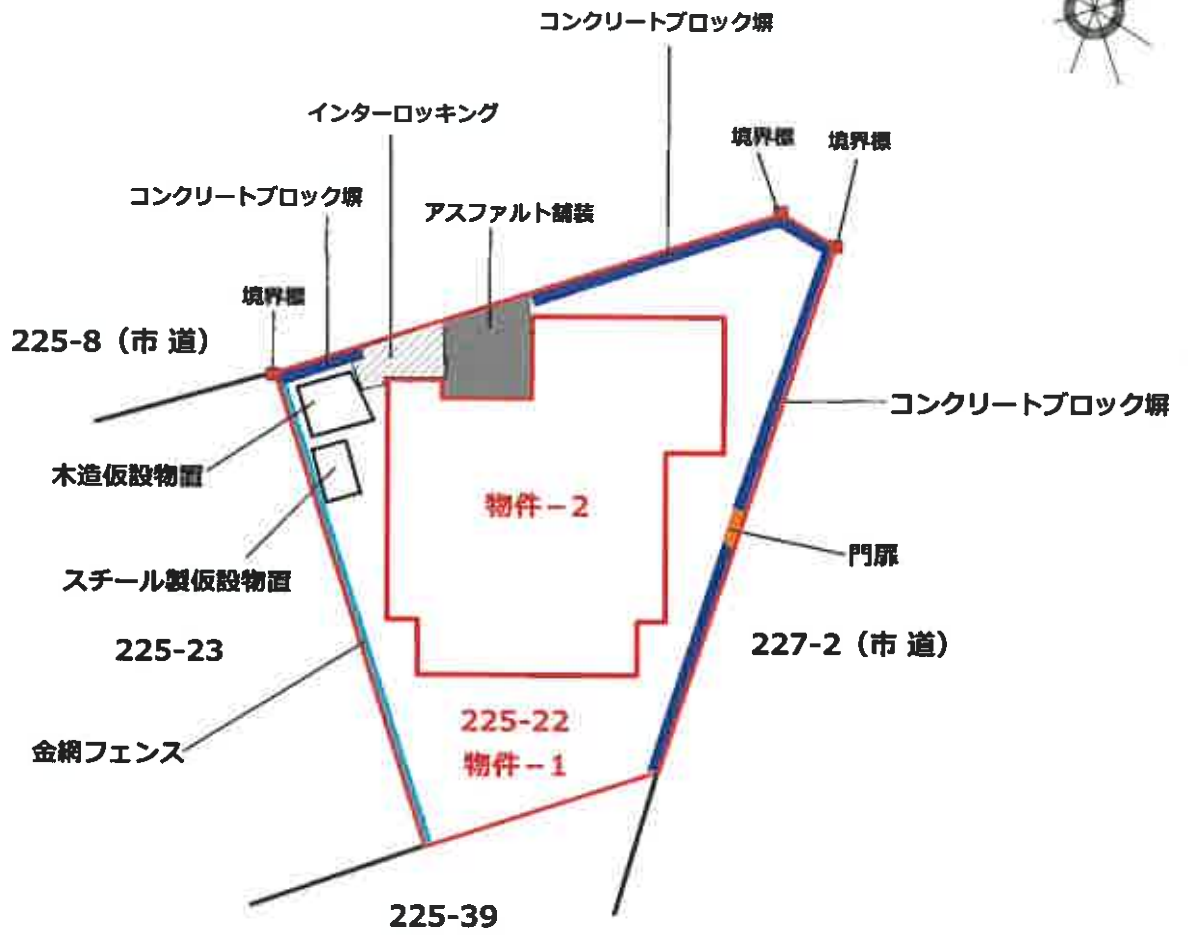
本図面はA3判をA4判に
縮小したものである。

建物
各階
家屋番号
225番22
建物の所在
品川区美原3丁目225-22

昭和六〇年九月二〇日

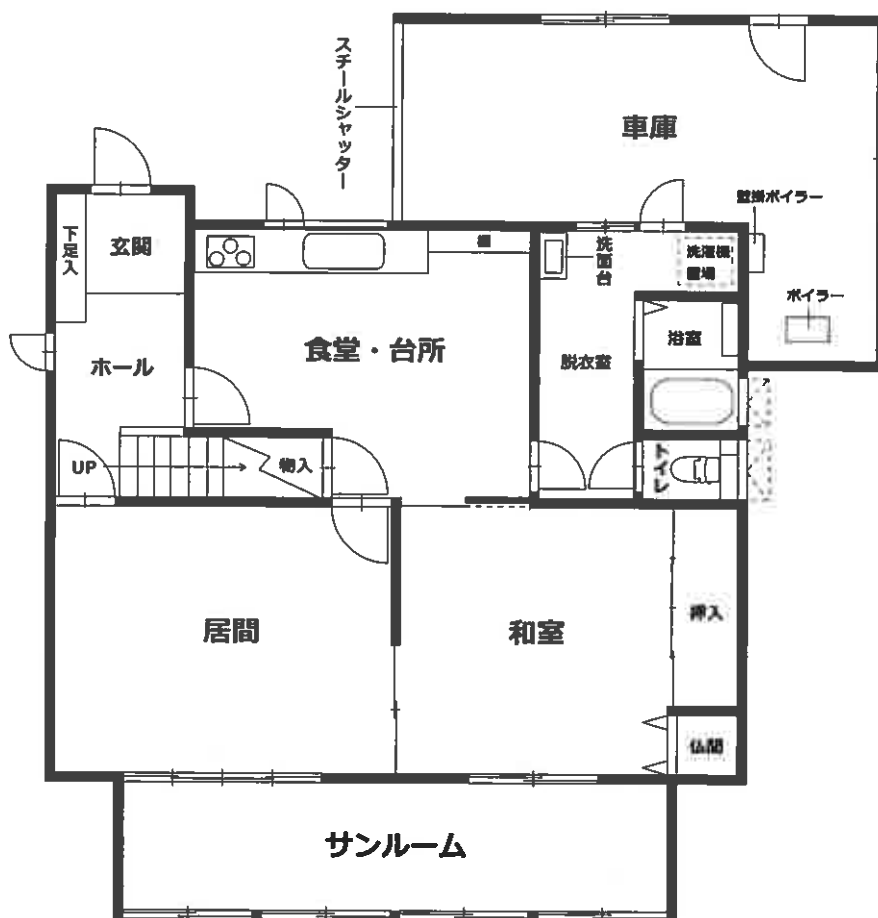
(相対位置関係)

土地建物位置関係図

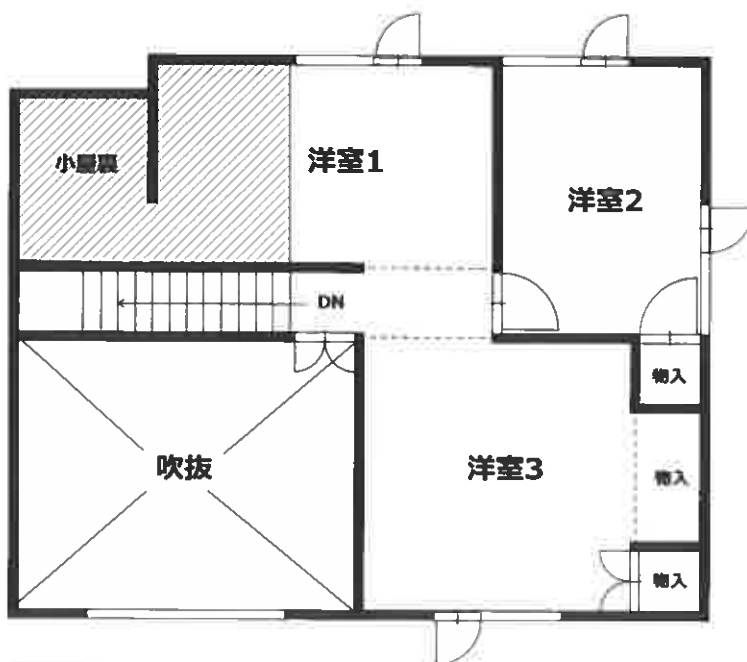


縮尺 約1:250

建物間取図



1階



2階



: 天井の高さが低い箇所



: 戸が取り外されている箇所

縮尺 約1:100